## 答 弁 第 三 号昭和三十三年七月四日受領

内閣衆質第三号

昭和三十三年七月四日

内閣総理大臣

岸

信

介

議院議長 星 島 二 郎殿

衆

衆議院議員勝間 田清一君提出東富士演習場転換期における土地返還等に関する質問に対し、

別紙答弁書を送付する。

(質問の 三)

\_

衆 議 院 議 員 勝 間 田 淸 君 提 出 東 富 士 演 習 場 転 換 期 に お け る 土 地 返 還 等 に 関 す る 質

に対する答弁書

東 富 士 演 習 場 に 関 L 7 は、 在 日 米 軍 0) 使 用 状 況 に か  $\lambda$ が み、 返 還  $\mathcal{O}$ 折 衝 を L 7 お り、 すでに

部  $\mathcal{O}$ 返 還 を 4 た が、 米 軍とし て は、 今後 とも な お 使 用  $\mathcal{O}$ 計 画 を 有 す るの で 目 下のところ全

面 返 還 を 期 待することは 困 難 な 状 況 に あ る لح 思 わ れ る。

東

富

士

演

(習場

内

 $\mathcal{O}$ 

民

有

地

に

0

١ ر

て、

政

府

は

日

本

玉

とア

メ

IJ

力

合

衆

玉

لح

0

間

0

安

全

保障

条

約

第

三条 12 基 < 行 政 協 定 を 実 施 す Ź た め に、 土 地 所 有 者 と賃 貸 借 契 約 を 締 結 L ア メ IJ 力 合 衆 玉 に 提

供している。

方 ア メ IJ 力 合 衆 玉 は、 本 演 習 場 に 0 7 て、 行 政 協 定 第 三 条  $\mathcal{O}$ 管 理 権 を 有 L て 7 る  $\mathcal{O}$ で、 駐

留 軍  $\mathcal{O}$ 有 す る 前 記 管 理 権 に 基 き、 そ  $\mathcal{O}$ 承 認  $\mathcal{O}$ t کے に 自 衛 隊 は 本 演 習 場 に 立ち 入り、 演習を行 0

てきた 0 で あ る カゝ ら、 こ の 行為は 契約 上 違 反 L 7 *(* ) な 7 と考える。

また、 本演習場が将来米軍より返還されたときは、 必要な限度において、 政 府 は引き続き自

衛隊の演習場として使用したい考えである。

三 政府は、 本演習場 の使用に伴う地元関係者の被る損害については諸般の救済措置を講じてき

たが、 さらに自衛隊 の演習と地元民生の安定とが両立するよう調整に努力する考えである。

右答弁する。